

2020年11月9日

国土交通大臣  
赤羽 一嘉 殿

航空労組連絡会  
議長 近村 一也

### 航空輸送の安定的維持・確保に向けた要請

新型コロナウイルス感染症の影響で航空需要は激減し航空各社が減便対応をする中、私たち航空労働者は必要最低限の運航を確保し、公共交通機関としての航空の機能を維持すべく、取り組みを進めてまいりました。

5月25日には緊急事態宣言が解除され、7月25日からはGo Toトラベルが実施され、さらに、10月からは入国制限等の緩和が実施に移され、国内線については徐々にではありますが回復傾向がみられますが、国際線についてはいまだ大幅な減便が続いており、航空各社の2020年度決算は、大幅な赤字が避けられない状況にあります。

こうした中で、航空各社は、減便・運休や投資の抑制などに加え、コスト削減をめざし休業をはじめとした雇用調整、派遣労働者の契約の打ち切り、有期契約労働者の雇い止め、希望退職の募集、一時帰休や無給休暇・休職の導入、夏・冬の一時金の大幅切り下げをはじめとする賃金の切り下げ等、人件費削減に踏み切る企業が増えており、この状況はいまなお続いています。10月5日にはエアアジア・ジャパンが、日本の航空会社としては初めて事業廃止と従業員の解雇を打ち出しています。

大きな雇用不安を抱え賃金等が減少する中で私たち航空労働者は、航空産業で働く労働者の雇用と生活を守るとともに、航空の公共性を確保し安全運航を維持のために懸命に努力をしています。

国土交通大臣は4月28日の記者会見で「航空は、言うまでもなく、離島を含め国内各地を結ぶ重要な公共交通機関であり」「今後、我が国の経済回復の実現を図る上では、必要不可欠な基盤インフラである」「縮小を余儀なくされている航空ネットワークをしっかりと回復させることは極めて重要である」と述べ、9月18日の会見では、総理から「ポストコロナの時代を見据え、外国人観光客6000万人の目標を堅持し、関係大臣と協力して、全国的な観光インフラ整備の強化、魅力ある観光地の整備等、観光の振興を通じた地域の活性化を進める」よう指示があった。「目標に向けて、具体的に一つ一つ取り組みを着実に進めていきたい」と述べています。

このように航空産業は、公共交通として日本の交通インフラの一翼を担うとともに、コロナ後の日本経済の回復を図るうえでも重要な役割を担う産業です。コロナ後には再び経済成長に貢献できる体制を維持することが必要であり、安全運航の確保と路線網を維持するために、必要な人材も維持するなど、企業の経営努力が求められます。しかし、大幅な需要減の下で、企業努力にも限界があります。

こうした今日の状況を踏まえ、感染拡大の防止に最大限の対応を図るとともに、安全な交通インフラを確保し日本経済を回復軌道に乗せるための諸政策の実施は、政府の責務であると考えま

す。

以上を踏まえ、下記の通り要請しますので、真摯に検討し、具体的対応を取られますよう要請します。

## 記

### 1. 感染症対策について

- (1) 国際線については、ICAO や IATA のガイドラインや提言等も踏まえ、発地国で旅客の PCR 検査の実施など、国際的に統一された感染防止対策を定めるとともに、CIQ の体制の強化など、スムーズな出入国が可能となる措置を講じること。
- (2) 感染不安を取り除き、安心して航空を利用していただく環境作りのため、PCR 検査の拡充を図ること。
- (3) 混乱を防ぎ安心して航空を利用していただくために、マスク着用の義務(例外規定を含む)など、政府によるガイダンスを打ち出すこと。
- (4) 機内の消毒方法、防護服等の取り扱いなど、航空労働者の感染予防対策についてガイドラインを定めるとともに、必要な教育を実施すること。
- (5) 感染リスクの高い、乗務員や空港で働く労働者に対する PCR 検査の実施をはじめ、統一した感染防止対策の強化を図ること。
- (6) 乗客から感染者が出た場合の機内の消毒方法、乗客と接する乗務員や地上スタッフに対する対応措置等について、感染防止の観点から、統一した基準を設けるなど、万全を期すこと。

### 2. 安定的な航空運輸サービスを提供するために

- (1) 資金面等での支援に留めず、直接経費削減につながる支援も必要であることから着陸料、駐機料、航行援助施設利用料、燃料税などの公租公課の支払猶予や減免措置の一層の拡充措置を図ること。また着陸料等については公営民営を問わず、全ての空港で実施が可能となるよう、空港会社等への対応を含め、必要な措置を講じること。
- (2) 旅客運送事業に加え貨物運送事業への参入・拡充といった、情勢に応じた事業運営が容易にできるよう、必要な支援を行うこと。

### 3. 安全基盤の維持・強化に不可欠な雇用と労働条件を守るために

- (1) 「雇用調整助成金」の増額や期間の延長など制度の拡充を図るとともに、雇用維持策として、各航空企業に活用を促すこと。また、雇用調整助成金を適用するにあたっては、解雇の禁止など従業員の雇用維持について徹底した指導を実施すること。
- (2) 危機乗り切り策としての人員削減や賃金をはじめとした労働条件の改悪は、安全運航を支える人材を確保し安全安心の航空輸送を提供するための産業・企業基盤に係る重要な問題です。安全と公共性を確保する観点から、コスト削減合理化により、人員不足等の実態に再び戻ることがないよう、航空各社を指導すること。

以上